

特別養護老人ホームほたるの里利用料金表 (3割負担)

2021年8月1日設定

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険基本料金 ※日額	1,956円	2,160円	2,379円	2,586円	2,787円

※上記金額は、介護給付の自己負担額です。(3割負担)

食費 ※日額	第1段階	300円
	第2段階	390円
	第3段階①	650円
	第3段階②	1,360円
	第4段階	1,600円
居住費(共益費含む)	第1段階	820円
	第2段階	820円
	第3段階①、②	1,310円
	第4段階	2,150円

加算料金

看護体制加算(Ⅰ)	日額	常勤の看護師を1名以上配置していること。	18円
看護体制加算(Ⅱ)	日額	看護職員を施設の基準において1名以上配置し、24時間の連絡体制を確保していること。	39円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	日額	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別の機能訓練計画を作成し、実施した場合の加算です。	36円
注1)個別機能訓練加算(Ⅱ)	月額	(Ⅰ)を実施し、厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	40円
栄養マネジメント強化加算	日額	栄養ケアマネジメントを実施し、厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	33円
日常生活継続支援加算	日額	介護福祉士が9名以上勤務しており、入所者の要介護4~5の方が70%以上若しくは、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が65%以上、若しくは、たん吸引等の必要な方の割合が15%以上の場合算定される加算です。	138円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	日額	国が定める夜勤者の基準を1名以上多く配置し、夜勤時間帯に喀痰吸引等のできる介護職員を配置している場合の加算です。	99円
※処遇改善加算	月額	全ての利用料金の内、食費・居住費を除いた全ての介護保険サービス費の合計金額に8.3%を乗じた金額が加算されます。	
※特定処遇改善加算	月額	上記処遇改善加算とは別の加算として、全ての利用料金の内、食費・居住費を除いた全ての介護保険サービス費の合計金額に2.7%を乗じた金額が加算されます。	

注1)については、現在加算はされていませんが要件を満たした場合、加算されますのでご了承下さい。

※処遇改善加算、※特定処遇改善加算は月額算定であり、利用者各々の加算算定の状況により金額が変動する為、下記利用料金計算書には反映されておりませんのでご注意下さい。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
利用料金	日額	第1段階	3,439円	3,643円	3,862円	4,069円	4,270円
		第2段階	3,529円	3,733円	3,952円	4,159円	4,360円
		第3段階①	4,279円	4,483円	4,702円	4,909円	5,110円
		第3段階②	4,989円	5,193円	5,412円	5,619円	5,820円
		第4段階	6,069円	6,273円	6,492円	6,699円	6,900円
	月額	第1段階	103,170円	109,290円	115,860円	122,070円	128,100円
		第2段階	105,870円	111,990円	118,560円	124,770円	130,800円
		第3段階①	128,370円	134,490円	141,060円	147,270円	153,300円
		第3段階②	149,670円	155,790円	162,360円	168,570円	174,600円
		第4段階	182,070円	188,190円	194,760円	200,970円	207,000円

注2)月額は1ヶ月30日にて算出しています。

注3)上記金額には基本料金・食費・居住費・看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)・個別機能訓練加算(Ⅰ)・栄養マネジメント強化加算・日常生活継続支援加算・夜勤配置加算を含みます。

注4)食費及びお部屋代(居住費)は自己負担となります。

注5)食費と居住費は所得に応じて第1段階~第3段階でご利用いただける場合がございます。

注6)入院・外泊時も居住費は発生いたします。(但し空床利用があった場合は、その日数分の居住費は控除します。)

別に下記の加算料金が加算される場合があります。

【介護保険対象】

療養食加算	1回 あたり	医師の診断により必要と認められた場合の1食あたりの加算です。(1日3回限度)	18円
経口移行加算	日額	経口摂取を行うための栄養管理を実施した場合の加算です。	84円
看取り介護加算 (I) (上限45日)	日額	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前31~45日に掛かる加算です。	72円
	日額	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前4~30日に掛かる加算です。	432円
	日額	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日の前日・前々日に掛かる加算です。	2,040円
	日額	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日に掛かる加算です。	3,840円
経口維持加算	(I) 月額	経口摂取及び栄養状態を維持した場合の加算です。	1,200円
	(II) 月額	(I)を実施し、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士が加わった場合の加算です。	300円
初期加算	日額	入所された場合や、1ヶ月以上入院後に再入所された場合は、30日間に限りの加算です。	90円
安全対策体制加算	1回 あたり	安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が取れている場合の加算です。(入所時に1回が限度)	60円
注7)外泊時費用	日額	病院等へ入院した場合、自宅などへ外泊した場合の加算です。(月6日限度)	738円
ADL維持等加算	(I) 月額	評価できる利用者のADL値が平均1以上で厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	90円
	(II) 月額	評価できる利用者のADL値が平均2以上で厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	180円
退所前後訪問相談援助加算	利用時	退所前後に居宅を訪問して退所後の生活に関する相談援助をした場合の加算です。	1,380円
退所時相談援助加算	利用時	退所時家族と相談し在宅等と連携をとり利用者の状況を文書で提供した場合の加算です。	1,200円
退所前連携加算	利用時	利用を希望する居宅介護事業者に対して情報提供かつ連携して在宅サービスの調整をした場合の加算です。	1,500円
若年性認知症入所者受入加算	日額	医師に若年性認知症と診断された方を受け入れた場合の加算です。	360円
口腔衛生管理加算	(I) 月額	各入所者に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合の加算です。	270円
	(II) 月額	(I)を実施し、厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	330円
科学的介護推進体制加算	(I) 月額	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の状況を厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	120円
	(II) 月額	(I)に加えて疾病の状況を厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	150円
生活機能向上連携加算	(I) 月額	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、助言を受け、計画を作成した場合の加算です。(3月に1回が限度)	300円
	(II) 月額	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、施設を訪問し、計画を作成した場合の加算です。 ※個別機能訓練加算を算定している場合	300円
排せつ支援加算	(I) 月額	排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協同して支援計画の作成及び支援を提供し、厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	30円
	(II) 月額	(I)を実施し、入所時と比較して、排尿・排便のいずれにも悪化がないか、又はおむつ使用がなしに改善した場合の加算です。(LIFE)	45円
	(III) 月額	(I)を実施し、入所時と比較して、排尿・排便のいずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用がなしに改善した場合の加算です。(LIFE)	60円
褥瘡マネジメント加算	(I) 月額	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡ケア計画を作成し、厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	9円
	(II) 月額	(I)を実施し、褥瘡発生リスクのある入所者が、褥瘡の発生がない場合の加算です。(LIFE)	39円
自立支援促進加算	月額	医師が入所者ごとに医学的評価をおこない、多職種と連携し自立支援の支援計画を策定し、評価結果を厚生労働省に報告した場合の加算です。(LIFE)	900円
再入所時栄養連携加算	1回	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に再入所後の栄養管理の調整を行った場合の加算です。(1回限り)	600円

注7)外泊時費用算定期間終了後の外泊・入院期間中の居住費は、各所得段階の居住費ではなく、4段階(2,150円)の費用を算定させていただきます。

【その他日常生活に要する自己負担金】

日用品費	入所時に選定して頂いた場合の加算です。	160円/日
電気品利用料金	利用者の方が居室に持ち込まれる電気製品1個の電気料金です。	55円/日
貴重品預かり管理	現金・通帳・印鑑など管理をご希望される場合のみ必要です。(原則お預かり致しません。)	1,050円/月
理美容代	業者の方に直接お支払いいただきます。	実費
クリーニング費	クリーニング業者に直接お支払いいただきます。	実費
特別な食事	希望されて他の利用者の方と違う料理を依頼した場合直接お支払いいただきます。	実費
健康管理費	インフルエンザの予防接種等	実費
交通費	実施地域以外の病院、その他施設への送迎については橋代、船代等交通機関の実費費用をいただきます。	実費